

## ○塩谷町放射線量測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、町が所有する放射線量測定器を町民等に貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 放射線量測定器の貸出しの対象者は次の者とする。

- (1) 町内に住所を有する者及び町内の事業者
- (2) 町内に固定資産を有する個人及び事業者

(貸出期間)

第3条 放射線量測定器の貸出期間は、月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前9時から正午又は午後1時から午後4時までとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出台数)

第4条 放射線量測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 放射線量測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 放射線量測定器の貸出しを受けようとする者は、塩谷町放射線量測定器貸出申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、健康保険証、運転免許証その他本人の確認できる書類（以下「身分証明書」という。）を、次のとおり提示又は提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号の者 身分証明書の提示
- (2) 第2条第2号の者 身分証明書の写しの提出

(貸出許可等)

第7条 町長は、前項第1項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、放射線量測定器を貸出すものとする。

2 営利の目的とする場合には、放射線量測定器の貸出しを行わないものとする。

(貸受者の責務)

第8条 放射線量測定器の貸出しを受けた者は、その放射線量測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

2 貸出しを受けた者は、借り受けた放射線量測定器を損傷及び紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りではない。

(報告)

第9条 町長は、放射線量測定器を貸出した者に対し、測定値等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月16日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

[別紙参照]